

「忘れられる権利」と近時の裁判例の動向

(The "Right to be Forgotten": Recent Court Cases.)

内山 浩人

第1 忘れられる権利 (Right to be Forgotten)

1 はじめに

昨今のインターネットの発達に伴って人々の生活の利便性は大きく向上した。

特に、膨大なインターネット上の情報、データ等の検索を可能とした、いわゆる検索サイトの存在は利便性の向上に大きく貢献しており、今やなくてはならないサービスといってよい。

他方で、インターネット上のデータは、あえて削除しないかぎり半永久的に残り、検索結果として表示され続けるおそれがある。

そのことは、一方で過去の情報にアクセスできるという、見る側の「知る権利」に資するという意義を持つが、他方、知られたくない情報がいつまでもさらされるという不利益をもたらす場合がある。

特に、過去の犯罪情報などの場合はこの関係が顕著に現れる。

犯罪報道は、社会的にも重要な情報であって、報道の自由、国民の知る権利にとって重要であるが、当事者から見れば、プライバシーの侵害であるばかりか、いつまでも検索結果に残ることによって、就職活動ができないなど、更生に深刻な影響を及ぼすことになる。

近年、検索サイトの重要性が増し続ける中で、インターネットにおけるプライバシー保護の在り方について、プライバシー情報を消し去ろうとする立場から「忘れられる権利」が主張されるようになってきた。

2 本稿

「忘れられる権利」という名称からは、掲載されているメディアを特定せずに、一般的にプライ

バシー情報や名誉毀損情報を削除などによって消滅させる権利を含みそうであるが、今日、「忘れられる権利」というと、グーグルやヤフーといった検索サイトの検索結果から、プライバシー・名誉などの侵害情報の削除を求める指すことが多い。

本稿でも、以下、この意味での「忘れられる権利」について、第2で、「忘れられる権利」の端緒となった事例、第3以下で日本における裁判例の推移を取り上げる。

第2 海外の事例

1 フランス

2011年11月、フランスの女性がグーグルに対し、「過去のヌード写真の消去」を求めた裁判で勝訴した。この判決は、世界で初めて「忘れられる権利」を認めた画期的なものであった¹。

2 EU

もっとも、「忘れられる権利」が世界的に注目されるようになったきっかけは、欧州連合(EU)における最高裁判所に当たる欧州司法裁判所の判断である。

スペインの男性が、自身の不動産競売に関する1998年の新聞記事へのリンクが表示されるグーグルの検索結果について、2010年にスペインデータ保護局(AEPD)に申立てを行い、申立てにおいてグーグルに対して検索結果の削除を求めた。

AEPDが、グーグルに削除を命じたことから、グーグルが不服申立てをして、欧州司法裁判所で争われることになった。

そこでグーグル側は、検索エンジンはインターネットで閲覧可能な情報へのリンクを提供しているだけで、情報の削除権限は当該情報を公開す

る人にのみあり検索結果の修正は検閲にあたると反論した。

2014年5月13日、欧州司法裁判所は、検索主体は、一定の場合に、検索事業者に対して、検索リストから自己に関する過去の情報の削除を求めることができると判断した。

EUにおける当時の現行法は1995年のEUデータ保護指令であったが、2012年1月に欧州委員会が同指令を改正するEUデータ保護規則提案を公表しており、同規則提案には「忘れられる権利」が明記されていた。

上記欧州司法裁判所の判断は、既存のEUデータ保護指令及びEU基本権憲章を解釈して「忘れられる権利」を導き出した点において、改正作業を先取りするものであった。

第3 東京地裁平成22年2月18日判決

ヤフーが提供する検索サービスの検索結果のなかに、脳神経外科医であった原告の名誉を毀損するような内容が書かれたサイトが含まれていたことから、人格権に基づき、検索結果として表示されるサイトの削除を求めると共に、不法行為に基づき慰謝料（220万円の支払）を求めた事案である。

判決は、運営者はサイトの違法性を判断する立場にないとしたが、例外的に、「法的な請求として、検索サービスの運営者に対して検索サービスの検索結果から当該ウェブページを削除することを求める能够性があるのは、当該ウェブページ自体からその違法性が明らかであり、かつ、ウェブページの全体か、少なくとも大部分が違法性を有しているという場合に、申し出等を受けることにより、検索サービスの運営者がその違法性を認識することができたにもかかわらず、これを放置しているような場合に限られる」として、極めて限定的に削除請求が認められた。

さらに、判決は、ウェブサイト上の表現により権利を侵害された者は、当該ウェブサイト管理者に対し削除請求などの法的責任を追及することが原則であり、検索サービス運営者への削除請求は、例外的なものとした。

その上で、本件は、例外的な場合に当たらないとして原告の削除請求を棄却した（損害賠償請求も棄却した）。

第4 東京地裁平成24年3月19日決定、東京地裁平成25年4月15日判決、東京高裁平成26年1月15日判決

1 仮処分命令申立て事件

申立人の男性は、犯罪の前科・前歴等が全くないにもかかわらず、グーグルが提供するサジェスト機能²により、自身の氏名と犯罪行為を連想させるような単語が検索候補として表示されるとして、グーグル米国法人に対し、人格権に基づきサジェスト表示差止めを求める仮処分命令申立てを行った。

これに対し、東京地方裁判所は、本件サジェストの表示そのものが人格権を侵害しているとして、当該サジェストを表示してはならないとする仮処分決定をした。

2 本案訴訟

グーグルの起訴命令申立てを受けて行われた本案訴訟において、東京地方裁判所は、プライバシーの侵害に当たる違法な投稿記事を、簡単に検索しやすい状況をつくり出したまま放置し、男性の社会的評価を低下させたと指摘し、機械的に検出された単語を並べているだけで、責任を負わないとしたグーグル側の主張を退け、表示差止めを認め、さらに慰謝料請求も容認した（30万円）。

3 控訴審

東京高等裁判所は、表示が男性の人格権を害することは認めたものの、「削除は権利侵害の防止を超えて、他の利用者の利益を制約する」などとした上、表示による男性の不利益が、表示を削除することでグーグルや他の利用者が受けた不利益を上回るとはいえないとして、また、表示それ自体が名誉を傷つけたり、プライバシーを侵害したりするとはいはず、不法行為も成立しないとして、一审判決を取消し、男性側の逆転敗訴を言い渡した。³

第5 京都地裁平成26年8月7日判決、大阪高裁平成27年2月18日判決

1 京都地方裁判所判決

男性が、執行猶予となつた過去の犯罪記事（女性の盗撮）の検索結果からの削除と慰謝料を求めて、ヤフーを提訴した。

京都地方裁判所は、判決の中で、検索サービス業者が検索結果の表示によって指摘する事実は、検索ワードである原告の氏名が含まれている複数のウェブサイトの存在及び所在（URL）並びに当該サイトの記載内容の一部が自動的かつ機械的に抜粋されたいわゆる「スニペット」⁴であつて、検索サービス事業者がスニペット部分の表示に含まれている本件逮捕事実自体を指摘しているとはいえないから、検索サービス事業者が原告の名誉を毀損したとはいえず、検索結果の表示によって原告の人格権が違法に侵害されているとも認められないとの判断を示した。

2 大阪高等裁判所判決

大阪高裁は、本件事案においては、表示内容は社会的関心の高い事実で公共性が認められるとして、男性の控訴を棄却したが、その判断の中で、「スニペット」部分について、「検索サービスの内容を決めるのは被控訴人であり、スニペットの表示方法如何によつては、人の社会的評価を低下させる事実が表示される可能性があることも予見した上で現行のシステムを採用したものと推認されることからすると、本件検索結果は、被控訴人の意思に基づいて表示されたものというべきである。そして、インターネット上の情報は広く一般公衆の閲覧に供されている（公知の事実）ところ、一般公衆の普通の注意と読み方で検索結果に係るスニペット部分を読んだ場合には、スニペット部分は、検索結果に係るウェブサイトの内容の特定方法の一つにとどまらず、そこに記載された内容に即した事実があるとの印象を閲覧者である一般公衆に与えるものというべきである」として、スニペットについては、検索サイト自身の表現として責任を負う可能性に言及した点は重要である。

3 グーグル日本法人に対する訴訟

なお、本件では、米グーグルの日本法人であるグーグル株式会社も被告とされていたが、裁判所は、検索サイトが日本法人のドメインを利用して運営されているとしても、実際に運営しているのは米国法人であり、日本法人には何らの権限もないとの理由で、請求棄却、控訴棄却の判決を言い渡している。⁵

第6 東京地裁平成26年10月9日決定

自分の名前で検索すると、自分が関わっていないにもかかわらず、犯罪に関係しているかのような表示がされるとして、米グーグルに対し、検索結果の削除を求める仮処分命令申立てを行つた。

申立人は、犯罪を連想させる検索結果により、「現在の生活が脅かされる」と主張した。

そして、検索結果で表示される「表題」と「内容の抜粋」を一体のコンテンツと捉え、グーグルもサイト管理者であり、「サイト管理者、コンテンツプロバイダには条理上の削除義務がある」と主張した。

これに対し、グーグルは、「URL、タイトル及びスニペットは、一定のアルゴリズムに基づいて、自動的かつ機械的に表示されているにすぎない」等と反論したものの、東京地方裁判所は、申立人の主張を認め、削除の申立てのあった237件の検索結果のうち、一部である122件について、検索結果自体が申立人の人格権を侵害しているとして、削除を命じる決定をした。⁶

第7 さいたま地裁平成27年6月25日決定、同平成27年12月22日決定、東京高裁平成28年7月12日決定

1 さいたま地裁平成27年6月25日決定 (原々決定)

申立人（男性）が、過去の逮捕歴の報道に関するサイトが検索結果として表示されるとして、米グーグルに対して検索結果の削除を求める仮処分命令申立てを行つたのに対し、さいたま地方裁判所は、表示は人格権（更生を妨げられない権利）の侵害にあたるとした上で、「男性が受けた不利

益は回復困難で重大」として49件のリンク先を削除するよう命じる仮処分決定をした。⁷

2 さいたま地裁平成27年12月22日決定 (原決定)

上記仮処分決定に対する米グーグルの保全異議において、さいたま地方裁判所は、「一度は逮捕歴を報道され社会に知られてしまった犯罪者といえども、人格権として私生活を尊重されるべき権利を有し、更生を妨げられない利益を有するのであるから、犯罪の性質等にもよるが、ある程度の期間が経過した後は過去の犯罪を社会から『忘れられる権利』を有するというべきである」として、「忘れられる権利」を明言した上、3年余り経過した過去の犯罪歴について「更生を妨げられない利益が社会生活において受任すべき限度を超えて侵害されている」として、仮処分命令を認可した。⁸

3 東京高裁平成28年7月12日決定

上記原決定に対する抗告審において、東京高等裁判所は、被保全権利及び保全の必要性についていずれも認めずに原決定を取り消した上、仮処分命令申立てを却下した。

また、「忘れられる権利」については、「法律上の明文の根拠がなく、その要件及び効果が明らかではない」、「その実体は、人格権の一内容としての名誉権ないしプライバシー権に基づく差止請求権と異なる」として、独立して判断する必要はないとした。⁹

第8 東京地裁平成28年8月17日決定

東京地方裁判所は、平成27年12月、男性の名前を検索すると、迷惑行為を繰り返す集団と過去に係があったとする検索結果が表示されるのは、プライバシー侵害にあたると認定し、ヤフーに対し、11件の検索結果の削除を命じる仮処分の決定をした。

これに対し、ヤフーが保全異議を申し立てたのが本件である。

ヤフーは、その中で、検索結果を削除すべきではない、削除するとしても、タイトル、アドレス、サイトの抜粋のうち、サイトの抜粋など違法な記

載部分の削除に限定すべきであると主張した。

これに対し、裁判所は、「タイトルやアドレスも削除しなければ、閲覧者が男性の人格権を侵害する記事内容に極めて容易にアクセスできる」と指摘した上、人格権侵害を防ぐには、検索結果として表示される3項目全てを削除する必要があると判断し、ヤフー側の主張を認めない決定を出した。

削除の範囲を明示した司法判断は初めてと見られる。¹⁰

また、ヤフーが設けた、違法な記事部分だけを削除するという自主基準を認めなかった点も重要である。

第9 福岡地裁平成28年10月7日決定

男性は、氏名を検索すると、ある犯罪で逮捕された情報などが表示されるとして、検索結果110件の削除を米グーグルに求める仮処分を申し立てた。

決定は、グーグルの検索サービスについて、「知る権利に資する」と評価したものの、男性に対しては、「犯罪の内容や現在の立場などから、公表が必要とはいえない」とした。

そのうえで、男性の犯罪関連情報について、「検索利用で隨時、容易に取得でき、知人に知られると社会生活の影響が大きく、円滑な人間関係の形成が困難になる」と判断した。

検索結果を公表するかについて、米グーグルは、「検索エンジンの管理者として、公共性、公益性を踏まえて適切に判断すべき」と述べた。

プライバシーなどの人格的価値が侵害されるおそれがあるとして、101件について削除を命じる決定をした。

9件については、犯罪事実に関する記載はないとして退けた。¹¹

第10 横浜地裁川崎支部平成28年10月31日決定

男性は、平成23年10月、迷惑防止条例違反容疑で逮捕された。

グーグルで名前を検索すると逮捕を報じる記事が表示されるため、仕事も見つからず、「人権侵害」として、米グーグルに対して削除を求めていた。

横浜地方裁判所川崎支部が平成28年6月に検索結果の削除を命じる仮処分決定を出し、これに対し、グーグル側が異議を申し立てた。

これに対し、同支部が改めて削除を命じた仮処分を認可したのが本決定である。

決定は、男性には、「むやみに前科などを公表されない法的保護に値する利益がある」と指摘した。更生を図るには仕事が必要で、「検索結果が就労状況に与える影響を考慮する必要がある」とした。その上で、男性が当時と違う場所で一市民として暮らし、事件から約5年が経過していることなどから、「今も社会的関心を集めることではない」として、削除を認めた。¹²

第11 おわりに

1 本稿

以上、最近までの「忘れられる権利」に関する主な裁判例の変遷が分かるよう、概略のみを時系列で紹介した。詳しい内容については、是非、原典などにあたって頂きたい。

ただし、事案の性質（犯罪歴、プライバシー等）から、公開されている情報が少ないのも事実である。

そのような中で、本稿中でも引用させて頂いた、

奥田喜道編著『ネット社会と忘れられる権利』（現代人文社・2015年）は、実際に原告・申立人の代理人として活躍された弁護士による解説が掲載されており、参考になる点が多い。

2 今後の展開

検索サービスに対する削除が全く認められてこなかった時期を経て、近時は、徐々に削除が認められるようになってきたといつてよいと思う。

今後は、削除が認められるための要件（例えば、犯罪歴であれば、事実なのかどうなのか、事実であればその重大性や経過年数等）についての事例の蓄積が重要と思われる。

また、削除対象記事の特定についても今後の課題である。膨大な、かつ、刻々と変化する検索結果を特定し、記載する作業は、申し立てる側にとっても裁判所にとっても多大な労力を強いることになる。そこで、例えば、あるキーワードで検索した場合、特定の侵害文言を含んだ検索結果を表示してはいけない、といった特定方法も考えられるが、明確な答えはなく今後の検討課題である。¹³

これとは別に、削除が認められるようになってきたことを踏まえ、各検索サービス提供企業が独自に削除のガイドラインを整備してきている。前記東京地裁平成28年8月17日決定を受け、企業側がガイドラインにおける削除要件、対象を広げる形で修正していくことが期待される。したがって、各社のガイドラインの中身、そして運用を常に注視していく必要がある。

¹ NHK クローズアップ現代「“忘れられる権利”はネット社会を変えるか？」
(<http://www.nhk.or.jp/gendai/articles/3219/1.html>)

² 「サジェスト機能」…インターネットのサーチエンジンで、検索した文字列に関連の深い語句を逐次予測して表示する機能。米国グーグル社のサーチエンジンではオートコンプリートといい、語句の候補を、他の利用者の検索語句や同社のデータベースから機械的に抽出して表示している。予測表示機能。検

索予測機能。検索候補機能。（朝日新聞社「コトバンク」<https://kotobank.jp/word/サジェスト機能-677945>）

³ 第4全体につき、富田寛之、高橋未紗「グーグルサジェスト削除請求等事件」奥田喜道編著『ネット社会と忘れられる権利』72頁以下（現代人文社・2015年）

⁴ スニペット(snippet)…広くは、情報・ニュース等の断片、抜粋等を意味するが、インターネット検索の場面ではもっぱら、検索結果ページにおいて、タイトルやURLの下に表示

- される、検索語を含む検索先サイトの抜粋・要約を指す。
- ⁵ 第5全体につき、島崎哲朗「ヤフー検索結果削除請求事件」前掲『ネット社会と忘れられる権利』93頁以下
- ⁶ 石井夏生利、神田知宏、森亮二「検索結果削除の仮処分決定のとらえ方と企業を含むネット情報の削除事務」NBL1044号8頁以下
- ⁷ 朝日新聞平成27年7月2日朝刊
- ⁸ 判例時報2282号78頁

⁹ 判例タイムズ1429号112頁

¹⁰ 読売新聞平成28年8月20日朝刊

¹¹ 読売新聞平成28年11月18日朝刊

¹² 産経ニュース「逮捕歴「社会的意義なし」グーグル検索結果の削除命じる 横浜地裁」
(<http://www.sankei.com/affairs/news/161109/afr1611090001-n1.html>)

¹³ 神田知宏「グーグル検索結果削除仮処分命令申立事件」・前掲『ネット社会と忘れられる権利』137頁